

～心がけるべき10箇条～

『大分県内の木造住宅の耐震性の向上を図ること』
『住宅所有者や住人が安心して住み続けられる住まいを確保すること』
ができるよう、以下のことについて心がけてください。

		チェック欄
1	適正な診断を行うこと。	<input type="checkbox"/>
2	診断結果や補強後の耐震性の向上について、所有者に技術者として丁寧に説明すること。	<input type="checkbox"/>
3	一般の方からの診断等の依頼や問い合わせに対して、所有者等の立場に立って誠実に対応すること。	<input type="checkbox"/>
4	最新の県や市の補助制度について常に把握しておくこと。	<input type="checkbox"/>
5	補強工事等について積極的にPRすること。工事の際は、所有者の了解を得た上で、外部に施工者、工事監理者を記した表示板(A3サイズ以上)を掲示すること。	<input type="checkbox"/>
6	所有者の工事費負担額軽減のため、コスト縮減に資する工法や材料についての情報の入手に努めること。	<input type="checkbox"/>
7	補強設計(工事監理)と補強工事を1つの契約で行う場合においても、それぞれの費用について見積書で明示すること。	<input type="checkbox"/>
8	耐震補強工事と併せて行うことが望ましい断熱化工事やバリアフリー化工事について積極的に提案すること、またその際補助対象内外の説明を適正に行うこと。	<input type="checkbox"/>
9	耐震診断における各診断方法の理解を深めること。	<input type="checkbox"/>
10	耐震改修の技術の向上に努めること。	<input type="checkbox"/>